

大口町告示第109号

大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱
を次のように定める。

令和6年11月29日

大口町長 鈴木 雅 博

大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金交付要綱（平成31年大口町告示第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第14号を第15号とし、第10号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 新築 施工業者等と建築工事請負契約を締結し、新たに建築物を建築すること。

第4条及び第9条中「工事契約」を「建築工事請負契約」に改める。

第13条第2項中ただし書を次のように改める。

ただし、申請年度の翌年度に当該事業が完了した場合は、当該事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該事業の完了の日の属する年度の3月20日までのいずれか早い期日までに前項の完了実績報告書を提出するものとする。

第13条第3項中「新築の場合において申請年度の翌年度に当該事業が完了する場合は、当該事業の完了の日から起算して30日を経過した日までに第1項の報告書を提出しなければならない。」を「町長がやむを得ないと認める場合については、申請年度の翌年度の3月20日までに第1項の完了実績報告書を提出することができる。」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後の第13条第2項及び第3項の規定は、令和6年10月1日から適用する。

大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
(用語の定義) 第2条 略 (1)～(9) 略 <u>(10) 新築 施工業者等と建築工事請負契約を締結し、新たに建築物を建築すること。</u> <u>(11) 新築等 住宅等を新築し、増築し、又は改築すること。</u> <u>(12) 空家住宅等 1年以上居住その他の利用がされていない状態の空家及びその土地</u> <u>(13) リフォーム 住宅等の修繕、模様替え等又は機能向上のために行う補修、改造若しくは設備改善のための工事</u> <u>(14) 取得 住宅等を子又は親が購入し、所有すること。</u> <u>(15) 町内業者 町内に事務所を有する法人又は個人の施工業者</u> (補助対象建物) 第4条 略 (1) 略 (2) 申請者が<u>建築工事請負契約</u>又は売買契約を締結した住宅等であること。 (3)～(8) 略 (交付申請) 第9条 申請者は、新築又はリフォームにあつては<u>建築工事請負契約</u>前、取得にあつては売買契約前に、大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。 (1)～(8) 略 (完了実績報告) 第13条 略	(用語の定義) 第2条 略 (1)～(9) 略 <u>(10) 新築等 住宅等を新築し、増築し、又は改築すること。</u> <u>(11) 空家住宅等 1年以上居住その他の利用がされていない状態の空家及びその土地</u> <u>(12) リフォーム 住宅等の修繕、模様替え等又は機能向上のために行う補修、改造若しくは設備改善のための工事</u> <u>(13) 取得 住宅等を子又は親が購入し、所有すること。</u> <u>(14) 町内業者 町内に事務所を有する法人又は個人の施工業者</u> (補助対象建物) 第4条 略 (1) 略 (2) 申請者が<u>工事契約</u>又は売買契約を締結した住宅等であること。 (3)～(8) 略 (交付申請) 第9条 申請者は、新築又はリフォームにあつては<u>工事契約</u>前、取得にあつては売買契約前に、大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。 (1)～(8) 略 (完了実績報告) 第13条 略

新	旧
(1)～(6) 略 2 前項の報告書は、当該事業の完了の日から起算して３０日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の３月２０日までのいずれか早い期日までに提出しなければならない。<u>ただし、申請年度の翌年度に当該事業が完了した場合は、当該事業の完了の日から起算して３０日を経過した日又は当該事業の完了の日の属する年度の３月２０日までのいずれか早い期日までに前項の完了実績報告書を提出するものとする。</u> 3 前項の規定にかかわらず、<u>町長がやむを得ないと認める場合については、申請年度の翌年度の３月２０日までに第１項の完了実績報告書を提出することができる。</u>	(1)～(6) 略 2 前項の報告書は、当該事業の完了の日から起算して３０日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の３月２０日までのいずれか早い期日までに提出しなければならない。<u>ただし、町長が認める場合については、当該年度の３月３１日までとすることができる。</u> 3 前項の規定にかかわらず、<u>新築の場合において申請年度の翌年度に当該事業が完了する場合は、当該事業の完了の日から起算して３０日を経過した日までに第１項の報告書を提出しなければならない。</u>